

自営業者の被扶養者認定基準

1. 給与賃金、雇人費が計上されている場合は不認定

従業員（派遣社員や専従者を含む）の雇用があり、給与賃金の支出がある場合は、経済的に自立した存在であると認められるため、認定の対象外とする。

2. 総収入額から「直接的必要経費」を差し引いた残りの額が130万円未満（19歳以上23歳未満

（被保険者の配偶者を除く）は150万円未満、60歳以上または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者については180万円未満）であり、主として被保険者によって生計を維持されている者

「直接的必要経費」とは、その費用なしに事業が成り立たない経費で、製造業の原材料費、小売業の仕入代、これに必要な運送経費などである。

3. 収入を証明するために必要な提出書類

- (1) 確定申告書 第一表・第二表（写）
- (2) 所得税青色申告決算書又は収支内訳書（写）
- (3) その他確定申告の際に提出した書類全て（写）

上記（1）～（3）で判断できない場合は、「自営業者等である家族の申請にかかる直接的必要経費の申告書」等の提出を求めることがある。

なお、経費内訳に係る書類の提出が無い場合は、認定の可否についての適切な判断ができないため、不認定とする。

4. 当組合が認める「直接的必要経費」

一般所得		農業所得	
科目	判定	科目	判定
仕入原価	○	小作料・賃借料	○
外注工賃	○	減価償却費	×
減価償却費	×	貸倒金	×
貸倒金	×	利子割引料	×
地代家賃	※1	租税公課	×
利子割引料	×	種苗費	○
租税公課	×	素畜費	○
荷造運賃	○	肥料費	○
水道光熱費	※1	飼料費	○
旅費交通費	×	農具費	○
通信費	※1	農薬衛生費	○
広告宣伝費	×	諸材料費	○
接待交際費	×	修繕費	○
損害保険料	×	動力光熱費	○
修繕費	○	作業用衣料費	×
消耗品費	※2	農業共済掛金	×
福利厚生費	×	荷造運賃手数料	○
雑費	×	土地改良費	○
		雑費	×

※1

- ・ 自宅住所と事業所住所が異なる場合
⇒ 認める
- ・ 自宅住所と事業所住所が同一の場合
⇒ 用途が混在しているため 50%のみ認める
(小数点以下切捨て)

※2

消耗品費については原則認めないが、収支台帳や領収書等で事実上の直接的必要経費として明らかである場合のみ認める